

## 【⑦申請方法等】

1 申請方法について教えてください。【更新】

→ 郵送又はオンラインでの受付となります。なお、迅速な支給や、感染予防・3密回避等の観点から、窓口での申請は受け付けておりません。本 Q&A のほか、厚生労働省 HP に資料を掲載しますのでご覧ください。

2 いつから申請が可能ですか。

→ 申請開始日は休業した期間の翌月初日からとなります。(例：6月の休業であれば、7月1日から申請可能) なお、郵送申請は令和2年7月10日から、オンラインでの申請は令和2年10月9日から受付を開始しました。

3 郵送申請はどこへ郵送すればよいですか。

→ 申請の受付は令和5年5月31日(水)で終了いたしました。なお、天災等期間内に申請しなかったことにやむを得ない理由がある場合や既に申請した期間の支給・不支給に時間がかかった場合の申請の受付も令和5年7月31日(月)で終了いたしました。

4 郵送申請の支給申請書などの様式はどこでもらえますか。

→ 申請の受付を終了いたしましたので、申請書の配布は終了いたしました。

5 支給申請書の書き方は何を参考にしたらいいですか。

→ 申請の受付を終了いたしましたので、HPに掲載しておりました申請書の書き方の動画や記載例は削除いたしました。

6 支給申請書以外にこういった書類を提出する必要がありますか。

→ 初回申請時には、①運転免許証等の本人確認書類の写し、②振込先口座を確認できるキャッシュカードや通帳の写し(口座番号及び名義が確認できる通帳を開いた1ページ目と2ページ目)、③給与明細などの休業前および休業中の賃金額が確認できる書類の写しを添付してください(「休業前」「休業中」の賃金とはその期間に支払われた賃金を指します。例えば、4月の休業であれば、3月以前に支払われた賃金が「休業前」、4月中に支払われた賃金が「休業中」です。)。2回目以降の申請時には初回申請時から振込先口座の変更がなければ③のみ(休業前の賃金は不要です。)で構いません。

なお、①本人確認書類にはマイナンバー通知カードを使用しないでください。

7-1 郵送申請の内容に不備があった場合はどうなりますか。

→ 再提出の期限は令和5年7月31日(月)をもって終了いたしました。

7-2 オンライン申請の内容に不備があった場合はどうなりますか。

→ 再提出の期限は令和5年7月31日(月)をもって終了いたしました。

8 2回目以降の申請における注意点はありますか。

→ 郵送申請の場合、支給決定または不支給決定通知書の下部に支援金等対象者番号及び氏名(カナ)が記載されています。郵送申請の2回目以降の申請時においては、この部分を切り取って申請書に貼っていただくようお願いします。

なお、支給決定または不支給決定通知書を紛失した場合や、前回の申請に係る労働局の審査に時間を要しており支給決定または不支給決定通知書がお手元に届いていない場合など、支給決定または不支給決定通知書を貼付できない場合は、申請書下部の該当欄に、支給決定を受けた労働局名を記載してください。労働局名は口座の入金記録で確認できます(「●●ロウドウキョク」と記載されています)。これまでに支給決定を受けたことがなく、担当の労働局名が分からない場合は、申請書下部の余白部分にその旨を記載してください(記載例:「紛失したため貼付できません。また、これまでに支給決定を受けたことがないため労働局名は分かりません。」)。

9 支給申請はいつまで受け付けてくれるのですか。

→ 申請の受付は令和5年5月31日(水)で終了いたしました。なお、天災等期間内に申請しなかったことにやむを得ない理由がある場合や既に申請した期間の支給・不支給に時間がかかった場合の申請の受付も令和5年7月31日(月)で終了いたしました。

10 支給申請後、支援金・給付金が支払われるまでにどれくらいかかりますか。

→ 申請後、支援金集中処理センターにおいて審査を行い、書類が整っている場合には、概ね2週間程度で支給決定(支給完了)又は不支給決定を行います。郵送申請の場合は休業者の住所または代理申請した事業主の住所に支給決定または不支給決定通知書を送付いたします。支給決定通知から入金まで数日要することがありますのでご注意ください。

なお、申請期限を迎える時期等は申請が集中するため、お支払いまで2週間以上の期間を要することも考えられますが、可能な限り迅速な支給に努めてまいります。

また、申請書類に不備等がある場合には、申請内容の確認に時間を要します。さらに、支給要件確認書の作成に事業主の協力が得られず空欄となっている場合は、労働局から企業に対して調査を行うこととなりますので、申請から支給までに時間を要しますのでご承知おきください。

11 支援金・給付金はどのように受け取るのですか。

→ 本人名義の銀行口座への振込みとなります。海外の金融機関やインターネット専用銀行は原則振込みができません。振込可能な[金融機関のリスト\(別表\)](#)をご参照ください。

12 事業主から申請してもらってもいいのですか。

→ 事業主経由の申請も可能です。この場合でも、支援金・給付金は申請者本人の銀行口座への振り込みになります。

13 事業主と申請者個人の両方から申請することはできますか。

→ どちらか一方のみ申請を行うことができます。

14 社会保険労務士が代理申請する場合に委任状が必要ですか。

→ 社会保険労務士が提出代行する場合は不要です。

15 郵送申請の場合、郵便料金は自己負担なのでしょうか。

→ 郵送の費用は申請者のご負担になります。

16 申請書を提出した後、労働局から連絡や調査があるのでしょうか。

→ 提出した書類について、確認のご連絡をすることがあります。また、適正な支給を行う観点から、事業所への立入検査等の調査を行うことがありますので御協力をお願いします。

17 一度不支給決定を受けているのですが、令和2年10月30日に公表されたリーフレットに記載されている基準に該当すると思います。再申請は可能ですか、また、その際の留意事項はありますか。

→ 本来、休業支援金・給付金は一度支給決定または不支給決定を受けた申請対象月については、その決定を変更することはできません。

ただし、「休業の事実」や「雇用の事実」が確認されないとして不支給決定を受けている方であっても、当該リーフレットに記載されているケースに該当する場合には、改めて申請していただくことが可能です。その場合には、申請書等の申請に必要な書類を再度用意いただくとともに、可能であれば「6か月以上の間、原則として月4日以上勤務がある事実」を確認できる資料(労働条件通知書や給与明細、賃金台帳等)を同封の上、送付してください。加えて不支給決定通知書の写しも提出してください。既に不支給決定通知書を処分等してしまっている場合は、申請書の備考欄にその旨記載していただくようお願いいたします。

なお、審査に当たって、労働者本人や事業主から労働条件通知書や給与明細、賃金台帳等の関係資料の提出を依頼することがありますので、ご協力ください。

18 郵送申請した申請書が返送されました。

→ 申請の受付は令和5年5月31日(水)で終了いたしました。なお、天災等期間内に申請しなかったことにやむを得ない理由がある場合や既に申請した期間の支給・不支給に時間がかかった場合の申請の受付も令和5年7月31日(月)で終了いたしました。

このため、令和5年8月1日(火)以降に京都中央郵便局に到着した申請書類は返送されます。返送先が特定できない場合は、一定期間保管後に廃棄されます。

19 オンライン申請ができなくなりました。

→ 申請の受付は令和5年5月31日(水)で終了いたしました。なお、天災等期間内に申請しなかったことにやむを得ない理由がある場合や既に申請した期間の支給・不支給に時間がかかった場合の申請の受付も令和5年7月31日(月)で終了いたしました。

このため、令和5年8月1日(火)以降は新規の申請を行うことができません。